

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

通平塚合同運送株式会社定款

第一章 總則

第一條 當会社ハ平塚合同運送株式会社ト稱ス

第二條 當会社ハ尤ノ事業ヲ営ムヲ目的トス

一 運送業及ビ運送取扱營業

二 倉庫業

三 其他之ニ關聯スル一切ノ業務

第三條 當会社ノ資本金ヲ金拾萬圓也トス

第四條 當会社ハ本店ヲ平塚所ニ置キ必要ノ場所ニ支店又ハ出張所ヲ置ク事ヲ得

第五條 當会社ノ存立期間ハ設立ノ日より滿三十ヶ年トス

第六條 當会社ノ廣告ハ本店ノ店頭ニ掲載ス



第七條 本定款ニ規定セザル事項ハ總テ法令ノ規定ニ從フ

第二章 株式

第八條 當會社ノ株式ハ六十株トシテ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第九條 當會社ノ株式ハ一株券五株券五拾株券ノ三種

トシ總テ記名式トス 株金全部ノ拂込ラシタル場合トモ

株券ヲ無記名式トナスコトヲ得ズ

第十條 株式第一回ノ払込ハ一株ニ付金拾六圓五拾錢トシ第

二回以後ハ事業上必要ニ應ジ取締役會ニ於テ毎

回其金額及期間ヲ定メ各株主ニ通知ス

第十一條 株金ノ払込ヲ怠リタル株主ハ遲延日數ニ對シ金壹

百圓ニ付一日金五錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支払フシ

第十二條 當會社ノ取締役會ノ承諾ヲ得ルニ非ラザル株式ノ

賣買讓渡ヲナスコトヲ得ズ

第十三條 株式ヲ讓渡シタル時ハ其當事者ニ於テ株券相當

標ニ各記名捺印シ之ニ當會社ノ讓渡承諾書

及請求書ヲ添エ當會社ニ其名義書換ヲ請求スルニ

第十四條 株券ノ毀損ヨリ又ハ併合分割ヲ要スルメ新株券ヲ得

ントスル者ハ旧株券ヲ添エ之レガ交附ヲ請求スルコト得

第十五條 株券喪失ニ因リ新株券ヲ得ントスル者ハ其事定ヌヲ

詳記シ保証人貳名以上ノ連署ヲ以テ之レガ交附

ヲ請求スルコトヲ得 前項ノ請求アリタル時ハ當會社ハ

請求人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ公告ノ日ヨリ三十日

ヲ經ルモ異議ノ申出ヅル者ナキ時ハ新株券ヲ交附ス

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ之レニ要スル費用ハスベテ請求人ノ負擔トス

第十七條 株主ハ其氏名住所及印鑑ヲ當面會社ニ届出ヅル其変更ノ場合亦同ジ 株主ノ法定代理人ハ公口ノ書面ニ依リ其代理資格ヲ証明シテ届出ヅルコトヲ要ス 法人ニシテ當面會社ノ株主ナル者ハ代表一名ヲ定メ公口ノ書面ニヨリ其資格ヲ証明シテ届出ヅルコトヲ要ス

第十八條 當面會社ハ毎年拾月末日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄株式ノ名義書換ヲ停止ス 臨時總會ヲ招集シタル場合ニ於テ其招集ノ通知ヲ發シタル時ヨリ總會終了ノ日迄亦同ジ

第十九條 株主總會ハ定時臨時ニトシ定時總會ハ毎年十一月ニ開會シ臨時總會ハ必要ナル場合之レヲ開ク

第二十條 總會ノ議長ハ社長之レニ任ズ社長差支アル時ハ他ノ取

編役之レニ代ル

第二十一條 株主ハ代理人ヲシテ總會ニ於ケル議決推選ニ其他ノ株主權ヲ行使セシムルコトヲ得但シ代理人ハ當面會社ノ株主ニ限ル

第二十二條 總會ノ決議ニ付可否同敷ナルトキハ議長之レヲ決ス

第二十三條 總會決議録ハ議長並ニ出席株主ニ名之レニ署名捺印シテ當面會社ニ保存ス

第四五章 役員

第二十四條 當面會社ニ取締役五名以内(但社長一名)監查役三名以内ヲ置キ株主總會ニ於テ各百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之レヲ選任ス

第二十五條 社長ハ當面會社ヲ代表シ株主總會及取締役會ノ決議ニ基キ業務ヲ執行ス

第二十六條 取締役ノ任期ハ三年監査役ノ任期ハ二年トス但シ任期  
中ノ最終ノ定時株主總會迄其任期ヲ伸長スルコトヲ得

第二十七條 取締役ハ在任中所有ル株券百株ヲ監査役ニ供託スル

第二十八條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ジタルトキハ株主總會ヲ用キ

補欠選挙ヲ行ヒ前任者ノ残期間其職ニ就カレム但シ法定

ノ人員ヲ下ラス且ツ業務ノ執行ニ支障ナキトキハ次ノ改選

期迄其選挙ヲ延期スルコトヲ得

第二十九條 役員ノ報酬ハ總會ノ決議ニ依リ之レヲ定ム

第五章 計算

第三十條 當會社ハ一年ヲ壹期トシ毎年拾月末日ヲ以テ決算期トス

第三十一條 當會社ハ毎決算期ニ於テ總收入ヨリ一切ノ経費償却金

及損失ヲ引去リ其残額ヲ純益金トシ尤ノ項目ニヨリ之

レヲ如分ス

一 法定積立金百分五以上 別途積立金百分五以内

一 従業員退職基金若干

一 役員賞与金若干

一 営業用什器償却積立金若干

一 株主配当金若干

但シ株主總會決議ニヨリ後期ニ繰越金ヲナスコトヲ得

第三十二條 株主配当金ハ毎決算期ノ末日ニ於ケル株主名簿現在ノ

株主ニ配当ス

第三十三條 當會社ハ創立費用ハ金貳千円以内トス

發起人住所氏名

神奈川県中郡茅ヶ崎新指一五八

大木 相 朝

右手塚合同運送株式会社設立ノ為商法ノ規定ニ依リ定款ヲ  
作成ス

發起人

昭和三年三月一日

左	一四七二	古木隆三
左	一五三三	高橋哲太郎
左	一四五三	平田隆次郎
左	一四五二	高橋常太郎
左	一五一八	大木保友郎
左	一四七三	古木保雄
左		大木相朝 <small>(印)</small>
左		古木隆三 <small>(印)</small>
左		高橋哲太郎 <small>(印)</small>
左		平田隆次郎 <small>(印)</small>

左	高橋常太郎 <small>(印)</small>
左	大木保友郎 <small>(印)</small>
左	古木保雄 <small>(印)</small>